

2020年10月23日

## 商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2.9」の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯、概要

2020年11月1日付(予定)で適用範囲等が拡大された商品類型 No.140「飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装 Version1.13」では、分類 J「容器包装用プラスチック製資材」が追加され、これまで商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2.9」で適用範囲としていたシュリンクフィルム、ストレッチフィルム、包装用フィルム、A-PETシート、結束用テープなどの容器包装用資材を適用範囲とした。これを受けて、関連する現行基準の適用範囲を変更する。また、2020年6月に、食品用器具・容器包装を対象としたポジティブリスト制度(食品衛生法)が開始されたことを受け、商品類型 No.140「飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装 Version1.13」の記載内容に整合させる改定を行う。

### 2. 改定箇所

※見え消し部分を削除、下線部分を追加

#### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

##### 4-1-3. 有害物質に関する基準と証明方法

(7) 製品に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物は、申込商品に関連した業界自主基準などによって定められた食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従うこと。~~該当する業界自主基準が定められていない場合には、類似した商品の業界自主基準に従うこと。~~

ただし、~~別表1の分類②～⑩に該当する製品において、~~ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物を使用する場合には、その添加剤が ISO 8124 - 3 などに定める有害物質の要件を満たすことでも良い。

【証明方法】[各製造工程担当事業者]

製品に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物が、該当する業界団体の定めた食品用器具・容器包装のポジティブリスト 制度などに従っ

ていることの証明書を提出すること。ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物については、ISO 8124 - 3 などに定める有害物質の要件を満たすことの試験結果を提出すること。

別表1 製品の対象区分（用途・特性）と基準配合率および適用する基準項目番号（抜粋）

| 対象区分                      |  |  |
|---------------------------|--|--|
| 分類                        | 区分理由   | 具体例  |
| ② 装身具・<br>身辺細貨品           | 身につけるものなど、人体(肌など)への接触時間が比較的長い製品                  | 衣類・繊維以外の装身具<br>(ブレスレット、アクセサリ<br>など)、ライターなど |
| ③ 玩具・遊具・<br>スポーツ用品・<br>道具 | 道具として一定時間使用するなど、人体(肌など)への接触時間が比較的短い製品            | おもちゃ、スポーツ用具、<br>工具、遊具(釣具など)、<br>楽器、娯楽装置など  |
| ④ 記録メディア<br>など            | 一時的に人体(肌など)と接触し、データなどの保存等を行う長期使用を目的とした製品         | フィルム、CD-ROM、<br>MD カセットなど                  |
| ⑤ 包装用品                    | <del>一時的に人体(肌など)と接触し、包装を目的とした使用後廃棄される製品</del>    | <del>シートなど</del>                           |
| ⑥ 屋内設備・<br>設置用品           | 人体との接触がほとんどなく、屋内において比較的長期間設置する製品                 | 屋内設備、掲示板、<br>ボード、置物、マット<br>など              |
| ⑦ 農業・漁業・<br>林業用品          | 人との接触は少ないが、農業・漁業・林業などを通して、食料源などの生態系に関わる時間が長い商品   | 養殖用の漁具、<br>農業・林業用シートなど                     |
| ⑧ 屋外設備・<br>設置用品           | 人体との接触がほとんどなく、屋外において設置する製品(雨風、土壌、水域と接触する)        | 屋外設備、掲示板、<br>ボード、表示板、置物など                  |
| ⑨ 自己再資源化<br>製品            | 回収品をマテリアルリサイクルして得られる再生プラスチック材料が同じ製品の材料として使用される製品 | —  |
| ⑩ その他の製品                  | ②～⑨に含まれない製品                                      |  |

3. 改定日： 2020年11月1日

以上